

今過去半歳の運動過程を顧るの時現實主義政策と戦術は特殊社會形態をもつ我が國無産階級解放運動の最も正しき道程と確信する。

我等はかゝる意識の下に飽く迄でも客觀的實情に對する正確なる認識に基き當面の任務遂行のため有効果敢に闘争せんとす。而して全國的電氣労働者並びに公産業労働者の大同團結を計り社會改造の歴史的使命に向つて邁進するものである。

昭和三年五月三十日

東電従業員組合第一回定期大會

(一) 待遇改善二關スル運動方針

(イ) 二重賃金制ノ撤廃ト八時間労働制ノ獲得
説明者 山岸 君

【理由】 我々は現在歩増制度の下に酷使されてゐる。これは安すい賃金をもつて最も巧妙に搾取せんとする資本家の悪らつな「カラクリ」であるのだ、見よ、昇給する毎に月収を減らされてゐる事實を！ こんな矛盾はどこにあるか、我々は此欺瞞的の二重賃金制度は即時撤廃を要求すべきである。

我々は現在十二時間十三時間の労働を強要されてゐる。これは愚妄や向上どころか自分の健康すら保たれない世界各國で採用されてゐる八時間労働制は人間として生きたが爲め當然主張しなければならぬ。權利だ八時間の労働、八時間の修養、八時間の睡眠！ 我々は極力之れを戦ひとらねばならぬ。

【具體案】 歩増しを本給に繰り入れること。

一般に八時間労働制を採用すること。

(ロ) 宿直料値上げノ件 (千住第二支部案)

説明者 上野 君

【理由】 我々は一日中こき使はれた疲れた體をもつて宿直といふ役割を務めてゐる。

勿論八時間制の實施をみれば消滅する間題であるが此宿直は獨り營業のみでない、地中線、外線、配電等の各係にもある、而して現在の宿直料は大正十一年に制定された規定そのまゝの六十錢である。

物價騰貴による生活難の聲が我々労働者の生か死かといふ眞の叫びをなしてをる今日六十錢で二度三度の飯が食へるか、それ故現在宿直する毎に一圓位の缺損をしてゐる、こんな不合理はない。

【具體案】 宿直料を日給一日分に値上げせよ。

(ハ) 賞與金額並ビニ退職手当増額ノ件

(勸町第一支部案) 説明者 守口 君

【理由】 資本家や重役は半期毎に莫大な配當や利益をむさぼつてゐるにも拘らず直接生産者である我々労働者に對しては蚊の涙ほどの金を賞與として給してゐる。かうした事實は資本主義社會の通例事であるが其根本に於て彼等階級は我々の實生活を基礎とせず出来るだけより多く搾取しやうとして自分達の懐ろを肥やさうとしてゐるのである。

此不正義と不合理が凡ゆる社會問題労働問題の原因である。我々は現代の資本主義を改造するたあには團結力をもつて彼等の剩餘價值を少くするため極力闘争しなければならぬ。

退職手当にしても一昨年改善されたと言ふもの、他會社に比較して東電は一番劣等である。之れは彼等の奸手段によつて骨抜きにされたためである。

【具體案】 賞與は最低二ヶ月に増額すること。

退職手当を倍額にし限度を撤廃せよ。

たが能く奮闘し、我々の権利を擁護し、不利益に陥らざらるゝてゐる事實を。

如斯き施設は單に社會政策の美名の下に我々労働者を偽瞞し懐柔せんとする資本家階級の「カラクリ」にすぎない、然し之れを徹底的改正することは勢ひ政治闘争に進出しなければ出来ないものと信ずる、我々は現在刻下の要求として法の運用者である資本家に向つて改善を要求すべきである。

【具體案】 保険料率の三分の二資本家負擔。

東電病院を保險組合の管理下に置く。

診療所を増設して東電被保險者に便宜を與へよ。

東電病院の内容を充實せよ。

(四) 未組織獲得二關スル件

(江東第三支部案) 説明者 山中 君

【理由】 現在東電に於ける組織労働者は僅々三千に過ぎない。其他の大衆は労働組合の圏外に置かれてゐる我が組合は東電全従業員を階級的に團結せしめる使命をもつものである。然るに從來の組織運動は東京市内外に集注して地方組織には緩慢であつた。今後は益々活潑に本店區域の未組織を加入せしめると同時に地方支部を獲得しなければならぬ。

【具體案】 組織部隊を編成し各地方支店の組織に従事し極力戦線の擴大を計ること。

(五) 組合基金募集ノ件及ビ爭議基金積立ノ件

(本部案) 説明者 渡邊 君

【理由】 (イ) 我々組合員は互ひに組合内部の事情を知り合はねばならぬことは勿論だがまた全國に起る階級的事件及び世界の労働運動の現勢にも通じなければならぬ。尙ほ組織の充實と教育訓練のために組合の指導理論を一般に徹底せしめることが肝要である。そのため組合機關紙を發行しなければならぬ。

(ロ) 勞資階級の存続する限り爭議は不可避免的に生じらるゝ場合敏捷果敢に行動するために爭議費用を用意して置く必要がある。

【具體案】 組合基金として一般組合員より五十錢以上未組織よりは應分の寄附を募ること。

爭議基金は組合費の三分一を控除して別途に積立てること、尙ほ寄附行為による収入は基金に繰り入れること。

(六) 内容充實二關スル件 (城南第一支部案)

説明者 佐野 君

【理由】 今日迄での運動は豫想を基礎として活動してきた傾きがある。今後は正確に調査し研究して着實な運動方針を樹立しなければならぬ。

常に度げられてゐる我々が生存権を擁護するため當然會社と闘争しなければならぬ、其れには如何に内部の結束が強固であつても單にそれのみでは勝利は得られない、殊に公共事業に従事する我々は一般社會の理解を最も必要とする。これは一に辯論の力にまたねばならぬ。

【具體案】 一、各支部の調査研究部員を二名とし成る可く事務的人物を選出すること。

二、毎月一回以上調査研究部會を開くこと。

三、毎月一回辯論部會を開くこと。

(七) 規約一部改正ノ件 (本部案)

説明者 桑原 君

【理由】 創立當時の情勢に依て爭議部を交渉部と稱してきたが最早や今日に於て其必要を見ない、故に此際交渉部を爭議部と改むべきである。

【具體案】 専門部門の交渉部を爭議部と改むること。